

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十一年度に係る衛生課並びに予防課の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第八十七号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度に係る衛生課並びに予防課の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十二年六月十三日

鳥取県監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	小谷善高
同	上根政幸

監査箇所	執行年月日
衛生課	昭和三十二年四月四日
予防課	〃

一 保健所職員の適正配置につき県当局は特に配慮すべきである。

即ち保健所監査を通じ指摘した如く医師及び一般職員の欠員または不足によつて業務の執行運営に支障を生じているが特に医師の確保、その他職員の合理的再配置等につき権限委譲と併せ考慮し第一線機関の充実強化を図り衛生行政の伸展を期するよう格段の努力をされた。

二 衛生関係行政事務の権限委譲については今回委任規則の全面改正により現地機関に対し局部的に委譲され

たが更に権限委任の拡大を要するもの等が認められるが根本的には本庁、出先機関を通じ事務の再配分及び組織機構の簡素合理化と人員の適正配置に留意し併せて本庁内部統制機構その他につき更に検討されたい。

三 中央病院の拡充整備については本年度をもつて予定の全工程を終り計画病床三〇〇床(普通病床一九五、結核病床一〇五)を確保し一応総合病院として形態を整えたので今後の合理的運営が期待されるが、依然として医師の充実確保が困難のようであるので更に県は給与、その他間接的待遇改善等も併せ考慮し優秀職員の誘致、確保に特別配意し、独立採算の基本線に立ち円滑なる運営を図らしめるよう最善の努力をされたい。

四 特定毒物使用に対する災禍の防止について
 近時農業経営に新農薬の導入される範囲が極めて多く、ために本年中においても使用上の不注意未熟等により県下で三十七名の中毒者が発生している現状にかんがみ、これが適切な取扱による災禍の防止と更には不良

薬品の一掃につき農業関係課等と緊密連携のものに強力なる指導取締を実施されたい。
 なお取扱い指導者の養成についても一層努力されたい。

予 防 課 昭和三十二年四月四日監査

監査委員 松 本 利 治
 同 荻 原 治 郎
 同 小 谷 善 高

一 結核予防対策につき更に一段の考慮が必要である。結核対策については既に保健所監査を通じ種々指摘したが要は、これらの現地機関をして

- 1 陽性者に対する積極的指導
- 2 健康診断による患者の早期発見
- 3 居宅患者の療養指導の強化

等県は確固たる運営指導方針に基き強力な措置を講じ推進せしめる要がある。

また医療費公費負担の周知徹底、療養施設の増設、及び保健所の機動力の充実強化更には、市町村の協力体

制の確立等行政的措置の推進を図り結核対策の万全を期するよう一層の配意が必要である。

二 法定伝染病に対する予防接種状況は低率であるので県は更に市町村に完全実施の促進励行策を講ずるとともに伝染病予防に対する衛生教育資料の整備等によりなお一層啓蒙普及宣伝の徹底に努め住民の衛生思想の高揚を図らしめるよう格段の努力を望む。

三 性病患者は年々減少しつつあるけれども売春防止法の施行により性病予防に対する行政措置が一層困難となつているが開業医の報告義務の励行と措置の適正並びに早期治療により蔓延防止の啓蒙等更に行政施策を講ずる必要がある。

四 環境衛生行政業務の統一的執行につき再検討の要がある。

環境関係業務は、さきの機構改革によつて施設を中心とした指導業務を分掌し、行政上の監視業務は、衛生課で担当している二元行政措置が執られ、ために本庁部内での統一連絡調整に円滑を欠ぎ更には、現地機

関の執行運営に支障を生じている面がある。
 また当該課で分掌しているこの事業予算は計上されていない。これらの点につき県は行政組織上根本的に再検討し適切な措置を講ずべきである。

五 栄養改善指導については外部団体の協力を得て展示会、体験発表会、講習会等により啓蒙に努めているが保健所監査を通じてみると各所ごとの立地、環境条件によつて業務量に多寡があり万全を期し難い面があるので適確なる指導方針によつて更に業務の充実を図ることが必要である。

なお食生活改善運動の中核となる指導者養成を図り地域的活動の普遍的伸張策を講ぜられていたが特に農山村漁村については生活改善主管課とも連絡を密にしてその組織の育成強化と効果的な啓蒙指導に努められたい。なお毎年行つている国民栄養調査の結果の活用についても特に留意されたい。

六 受胎調節の指導については、県内二三〇余名の実地指導員による普及指導と保健所における衛生教育等の

